

岡戸満寿美

短時間労働者の厚生年金 保険・健康保険の適用拡大

11



短時間労働者に対する
厚生年金保険・健康保険

(以下「被用者保険」)

の適用拡大が平成28年10
月1日から始まる。

適用拡大の概要につい
て、平成26年9月の社会
保障審議会年金部会の資
料によると、

『(1)被用者でありなが
ら被用者保険の恩恵を受
けられない非正規労働者
に被用者保険を適用し、
セーフティネットを強化
(2)社会保険制度におけ
る、働く方有利にな
るような仕組みを除去
することで、特に女性の
就業意欲を促進して、今
後の人口減少社会に備え
る。』

従業員500人以下の企
業についても、労使の合
意による実現を目指す
大』

の企業』の条件を満たさ
ない短時間労働者は約50
万人以上いる。短時間労
働者に対する現行の適用
基準(4分の3基準)は
昭和55年の各都道府県保
険課(部)長あて厚生省
保険局保険課長「内か
ん」によって取り扱われ
ていた。今回適用基準を

(3)社会保障・税一体改
革の中で、3党協議によ
る修正を経て法律(公的
年金制度の財政基盤及び
最低保障機能の強化等の
ための国民年金法等の一
部を改正する法律(年金
機能強化法)』が成立し
た。

〈改正内容〉

適用基準を現行の週30
時間以上から、①週20時
間以上、②月額賃金8・
8万円以上(年収106
万円以上)、③勤務期間
1年以上見込み、④学生
は適用除外、⑤従業員5
01人以上の企業に雇用
される短時間労働者に拡
大



意に基づき、企業単位で
適用を拡大することが検
討されている。
厚生労働省によると、
平成28年10月から新たに
加入する短時間労働者は
約25万人と見込まれてい
る。なお、改正条件の①
から④を満たしながら、
⑤「従業員501人以上

というと、昭和24年7月
に発出された
厚生省保険局
長通知によれ
ば、「法人か
ら労務の対償
として報酬を
受けている者
は、法人に使
用される者と
して被保険者
の資格を取得
する」として
規定がある。

内容とする経常的な労務
の提供であり、かつ、そ
の報酬が当該業務の対価
として当該法人より経常
的に支払いを受けている
ものであるかを基準とし
て判断された」とある。
今回の被用者保険の適用
拡大は短時間労働者に對
してであるので、非常勤
役員の扱いには変更がな
い。また、複数の企業の
代表者等の場合、「二以
上の事業所勤務の届出」
が必要で、それぞれの役
員報酬の合計で決定され
た標準報酬に対する保
険料を按分して支払うこと
になっている。

の業務を受ける
法人の代表者又は役員
の業務が実態において法
人の経営に対する参画を

する
ものがあり、「労務の対
償として報酬を受けてい
る」と規定がある。
(アメニティ労務管理事
務所、社会保険労務士、
社会福祉士、ホワイト企
業推進社会保険労務士協
議会会員)